

<p>対応と社会的対応を様々な形で実行継続していくべきである。以上は、いずれも流域管理政策における技術的対応の可能性と限界は避けられない課題であるということを示すものである。</p> <h4>4-5 「科学的見地と歴史的に形成されてきた知度」¹⁰</h4> <p>1) 課題提供者の見解と議論</p> <p>この問題分析に重点に與する提供話題は、主として本報告書第Ⅱ部「流域の生態系サービスとその指標」に記載する7項目に集約されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①富栄養化（水没光沢） ②富栄養化がなぜ環境に悪いのか（西正臣、以下6題も同著者による） ③畜糞漬肥の濁度・リン酸の濃度 ④飼育頭数は何を語るか ⑤外流域ではなぜ豊かにならないのか ⑥渓流の食物流脈となぜ豊かになるのか（渓流は資源にどのような影響を与えるのか） <p>なお、本報告書第Ⅱ部、第6章「琵琶湖をめぐる流域政策と研究の歴史的系譜」にある、(1)琵琶湖研究の歴史はどう始まつたか（小谷博哉）は、歴史的取組みの経緯を検討したもので、上記の6題を別個でつないでいる。</p> <p>2) 提記された課題例</p> <p>上記7題に多岐にわたる問題が整理されている。</p>	<p>によって水利費用負担金と我が国の森林・水資源税を比較する形で議論が展開した。また、</p> <p>③秀樹（2006）：日報における流域管理・水制御の比較「流域政策研究フォーラム2006年度報告書 流域ガバナンスとは何か」pp85-103（本報告書第Ⅲ部で概要を紹介）。</p> <p>では柳園の水利費用負担金と我が国の森林・水資源税を比較する形で議論が展開した。</p> <p>一方、本報告書第Ⅱ部「流域ガバナンスの新たな可能をめぐる国内外の状況」では、上記の米国の議論が提供される。</p> <p>④マーストリアの水改革とその農業への教訓』（近藤幸）</p> <p>として発展的に議論されている。また、</p> <p>⑤『アグリ連邦共和国における統合の水資源管理』（田島正昭）</p> <p>は水利用料金制度の組合という意味で本課題と密接に関連した議論となっている。</p> <p>2) ガバナンスと求めらるべき代表的な議論：構造（生態系）サービス支払について</p> <p>既に2-4で述べたが、仁道は本エッセイ論述時の基調講演で</p> <p>PESは日本の公益農業から始まったが、現在先進国の中でも最も多く取り組んでおり、その費用負担の仕組みによっては、これまでの公益農業とは大きく異なっている。日本も、これまでの公益農業の立場から公益農業者、つまり地元の農業者や農業機関の費用を公利料金の一一部を支払うことで、アンダーウッドの公益農業の公益農業的な公益農業である。これは、PESの特徴である。PESは、公益農業の費用を公利料金一元化することで、公益農業をより効率化・強化し、同時に公益農業の仕組みである、エンジニアリングの仕組みである多目的タブレット3共に併用し、エシカルなサービスと持続可能なためのための公益農業の公益農業を公利料金一元化することができる。これが支払うのは流域バランスの整備である。</p>
<p>4-6 「財源と財政的仕組み」¹¹</p> <p>1) 課題提供者の見解と議論</p> <p>①仁道孝昭（2007）：流域システムの価値と流域ガバナンス「流域政策研究フォーラム2006年度報告書 流域ガバナンスとは何か」pp12-13</p> <p>が賛成（生産性）サービス支払の可能性に賛成することで先駆の一歩だったが、その後、</p> <p>②近藤学（2007）：ICTと利権推進場の創設～オーストラリアの経験に学ぶ～「流域政策研究フォーラム2006年度報告書 流域ガバナンスとは何か」pp119-145</p>	<p>としてPESが生態系サービスの中の画面上のサービスをめぐる議論の中でも重要な課題となっていることに触れた（2-4参照）。</p> <p>PESは様々なバリエーションがあり、統一的な定義が存在するわけではないが、一般には、以下のような要素を持つと言われている。¹²</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアな取り引 ●明確に定義づけられる環境サービスや土地利用に関する規則 ●環境サービスや土地利用が、少なくとも1人以上の所有者によって購入される ●環境サービスや土地利用が、少なくとも1人以上の所有者によって供給される ●支払いは環境サービスや土地利用の供給を条件とする <p>また、Lin¹³によれば、文献に報告されているPESの成功例、失敗例などの事例は、先進国におけるものに比べて発展途上国におけるものが圧倒的に多い。その理由として、Linは、「PES in Developed Countries vs Developing Countries」と題する記述の中で、</p> <p>“...the notion of PES wasn't formulated in developing countries and hasn't discussed there until the 1990s. Developed countries had attracted vast attention to it as a practical instrument for achieving multiple objectives. Policies in developed countries that are recently identified to be similar to PES are mostly agric-environmental policies, programs such as “Agri-environmental Farming Practice”, “Contract Cropping” and “Compensation Payments or Public Green Payments” in the European Union, or “Common Agricultural Policy”, “Conservation Reserve Programs” and “Conservation Seeding Projects” in the United States. Moreover, development of this kind of incentive-based instruments, especially auction mechanism in Australia such as the national pilot program “Catchment Care” as an auction mechanism for land-use change and water quality improvement, has also contributed to cultivate diverse forms of local exchange including formal or informal cooperation and agreements.”</p> <p>24 環境扶力行動2000：Green Development Mechanism (GDM) 11番と第2回報告書。 http://www.gdm.jp/ja/report/referencenote/2000-05/1st_Rpt_200007.pdf</p> <p>25 Lin Helen (2001)：“Payment for Improving Ecosystem Services on a Watershed Scale (PIES-W) to institutionalising ecological connectivity Part D: Concepts and rationales”（括弧は筆者）を示す所。</p>

<p>すなわち、淀上閣を主として急速な普及を見せてきたIPESの様な財團開拓の政策ツールを、我が國の様な先進国への輸入を検討する際、その可能性と課題について十分整理を演じておく必要があるということになる。この点に関する本フォーラムにおける講論は残念ながら非常に限られたものであった。</p>	<p>—8-5—</p> <h2>農業用水における水資源管理の実態と課題—木曾川水系を事例として—</h2> <p>田 島 正 城</p> <hr/> <h3>目 次</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1.はじめに 2.水利権を巡る社会環境状況の変化と課題 <ol style="list-style-type: none"> 2.1 河川管理委員会の事情 生ましい水利権のチェック 2.2 自主的貢献を含む健全化制度改定への取り組みの現状 2.3 水利権制の弱体化 2.4 水田面積の減少と必要用水量の見直し 3.不明確な水利権の取扱手続きに見る過尾用水の水利用協議 <ol style="list-style-type: none"> 3.1 経緯と問題 3.2 水利協議 <ol style="list-style-type: none"> 1) 過尾用水事業の実施に関する法律の占用に関する議論 2) 大山疏盲工の最大取水量の決定 3) 過尾用水事業の実施に伴う下流料水率の同意 4) 料水取水の決定 3.3 大山疏盲工の操作規則に関する議論(昭和37年～昭和40年) 3.4 大山疏盲工の別途超過取水の割合と木曾川組合用水事業実施に関する協議 3.5 木曾川組合用水事業の計画変更に関する過尾用水水利用権改定に関する協議 3.6 各项水料の算定過程 3.7 過尾用水の協議経緯を通してみた課題 4.周辺の新たな水利計画と課題 5.渓流時の貯留発電ダムの活用 6.農業用水の転用制度の構築 7.おわりに
---	--

